一般社団法人八幡平市体育協会強化費支給規程

- 第1条 この規程は、一般社団法人八幡平市体育協会に所属する団体への強化費の額について定めるものとする。
- 第2条 強化費の支給を受けようとする団体は、強化費支給申請書(様式第1号)、強化費 支給請求書(様式第2号)を提出することとする。
- 第3条 強化費は基本額を2万円とし、大会派遣費支給規程第2条第1項に該当する大会 (以下、大会派遣費支給大会)に出場した団体については別に2万円を支給する。また 大会派遣費支給大会において3位以内の入賞数(総合成績の入賞数は除く)に応じて、 個人種目1入賞1万円、団体種目1入賞3万円とし、限度額を9万円として別に支給す る。
- 第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。
- 第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。 附 則
- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規程は一部改正のうえ、平成25年2月6日から施行する。
- 3 この規程は一部改正のうえ、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程は一部改正のうえ、令和5年4月1日から施行する。